

2019年2月吉日

会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台(株)  
アライオートオークショングループ

重 要

## オークション規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2019年3月1日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2019年3月1日

内 容

### 【規約改定】

1. 第一章 総 則 第6条(所在地等) 第1項の改定
2. 第四章 会員の権利義務 第23条(損害賠償)の改定
3. 第九章 書 類 第38条(クレーム細目) 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティの改定
4. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第8項の改定
5. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細則 「外装」⑥の改定
6. 部位名称の改定

## 1. 第一章 総則 第6条(所在地等) 第1項の改定

### 《現在の規約》

- 1 アライAAの各会場の所在地は、アライAA小山会場を栃木県小山市栗宮 548 に、アライAAベイサイド会場を神奈川県川崎市川崎区東扇島 90 に、アライAA福岡会場を福岡県古賀市青柳 132-16 に、アライAA仙台会場を宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰 135-1 に置きます。



### 《改定後の規約》

- 1 アライAAの各会場の所在地は、アライAA小山会場を栃木県小山市栗宮 548 に、アライAAベイサイド会場を神奈川県川崎市川崎区東扇島 90 に、アライAA福岡会場を福岡県粕屋郡新宮町大字上府 683-1 に、アライAA仙台会場を宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰 135-1 に置きます。

## 2. 第四章 会員の権利義務 第23条(損害賠償) の改定

### 《現在の規約》

開催にあたる搬入から搬出までの間、盗難及び損傷は、アライAAが保証します。但し、その期間内においても、以下の各号については対象とはしないものとします。また、損害賠償の解決については、損害箇所の見積書、写真等の提出により、アライAAの判断にて行います。但し、アライAAは、修理期間中及びその期間の遺失利益は負担しないものとします。

- 1 放置車等、正当な手続きのない車両(搬入ならびに搬出時にアライAAが確認していない車両)。
- 2 地震・ひょう・大雪・洪水・その他天災のとき。
- 3 その他、アライAAの責任が認められないとき。



### 《改定後の規約》

- 1 アライAA会場内において、車両の盗難が発生した場合は、セリ前の車両または流札車両については、同種、類似車両のアライAAによる平均取引価格を損害の限度とし、成約車両については、落札価格をもって損害の限度とします。
- 2 アライAA会場内において、事故が発生した場合は、車両の修理を基本とします。但し、修理にかかる費用が、以下の場合は、他の解決方法とします。
  - (1) セリ前の車両または流札車両については、アライAAにおける同種、類似車両の平均取引価格を上回る場合。
  - (2) 成約車両については、落札価格を上回る場合。
- 3 アライAA会場内において、盗難や部品損害等が発生した場合は、標準装備品または出品票に明記された部品に限り損害として扱うものとし、かつ同種の中古部品の提供または中古部品時価相当額をもって損害賠償の限度とします。
- 4 前3項にかかわらず、以下の各号の場合は、アライAAは損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 放置車両、正当な手続きのない車両、搬入ならびに搬出時にアライAAが確認していない車両、搬出期限を過ぎた車両、部品の盗難や損傷等を搬出後に申告された場合。
  - (2) 地震・ひょう・大雪・洪水・その他天災により損害を生じた場合。
  - (3) その他、アライAAの責任が認められない場合。
- 5 陸送業者が起こした事故等については、アライAA会場内で発生した場合であっても、アライAAは責任を負わないものとします。またこの場合、陸送業者を依頼した会員が、全ての損害を賠償するものとします。

**3. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティの改定**

《現在の規約》

<p>3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ</p>	<p>○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="padding: 2px;">9日以上16日未満の遅延の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">10,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">16日以上23日未満の遅延の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">20,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">23日以上30日未満の遅延の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">30,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30日以上37日未満の遅延の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">50,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">37日以上遅延の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">週ごとに10,000円の加算</td></tr> </table> <p>○ 出品者が、譲渡書類の引渡しができない場合またはオークション開催日より23日以上未提出の場合、落札者は、キャンセル可能とします。オークション開催日を起算日としキャンセルペナルティ及び実費の支払を要するものとします。キャンセルペナルティは下記のとおりになります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">申告が開催日当日より8日以内の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">100,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">9日以上16日未満の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">110,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">16日以上23日未満の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">120,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">23日以上30日未満の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">130,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30日以上37日未満の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">150,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">37日以上の場合</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">週ごとに10,000円の加算</td></tr> </table>	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円	37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算	申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円	9日以上16日未満の場合	110,000円	16日以上23日未満の場合	120,000円	23日以上30日未満の場合	130,000円	30日以上37日未満の場合	150,000円	37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算
9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円																						
16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円																						
23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円																						
30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円																						
37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算																						
申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円																						
9日以上16日未満の場合	110,000円																						
16日以上23日未満の場合	120,000円																						
23日以上30日未満の場合	130,000円																						
30日以上37日未満の場合	150,000円																						
37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算																						



《改定後の規約》

## 書 類 細 目

<p>3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ</p>	<p>○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 80%;">9日以上16日未満の遅延の場合</td><td style="width: 20%;">10,000円</td></tr> <tr><td>16日以上23日未満の遅延の場合</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>23日以上30日未満の遅延の場合</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>30日以上37日未満の遅延の場合</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>37日以上遅延の場合</td><td>週ごとに10,000円の加算</td></tr> </table> <p>○ 出品者が、譲渡書類の引渡しができない場合またはオークション開催日より23日以上未提出の場合、落札者は、キャンセル可能とします。オークション開催日を起算日としキャンセルペナルティ及び実費の支払を要するものとします。キャンセルペナルティは下記のとおりになります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 80%;">申告が開催日当日より8日以内の場合</td><td style="width: 20%;">100,000円</td></tr> <tr><td>9日以上16日未満の場合</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>16日以上23日未満の場合</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>23日以上30日未満の場合</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>30日以上37日未満の場合</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>37日以上の場合</td><td>週ごとに10,000円の加算</td></tr> </table> <p>アライAA 小山バン・トラックオークションについては、以下の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">落札価格</th> <th style="width: 20%;">500万円未満</th> <th style="width: 20%;">500万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>申告が開催日当日より8日以内の場合</td><td>200,000円</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>9日以上16日未満の場合</td><td>210,000円</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>16日以上23日未満の場合</td><td>220,000円</td><td>320,000円</td></tr> <tr><td>23日以上30日未満の場合</td><td>230,000円</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>30日以上37日未満の場合</td><td>250,000円</td><td>350,000円</td></tr> <tr><td>37日以上の場合</td><td colspan="2">週ごとに10,000円の加算</td></tr> </tbody> </table>	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円	37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算	申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円	9日以上16日未満の場合	110,000円	16日以上23日未満の場合	120,000円	23日以上30日未満の場合	130,000円	30日以上37日未満の場合	150,000円	37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算	落札価格	500万円未満	500万円以上	申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000円	300,000円	9日以上16日未満の場合	210,000円	310,000円	16日以上23日未満の場合	220,000円	320,000円	23日以上30日未満の場合	230,000円	330,000円	30日以上37日未満の場合	250,000円	350,000円	37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算	
9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円																																											
16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円																																											
23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円																																											
30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円																																											
37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算																																											
申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円																																											
9日以上16日未満の場合	110,000円																																											
16日以上23日未満の場合	120,000円																																											
23日以上30日未満の場合	130,000円																																											
30日以上37日未満の場合	150,000円																																											
37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算																																											
落札価格	500万円未満	500万円以上																																										
申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000円	300,000円																																										
9日以上16日未満の場合	210,000円	310,000円																																										
16日以上23日未満の場合	220,000円	320,000円																																										
23日以上30日未満の場合	230,000円	330,000円																																										
30日以上37日未満の場合	250,000円	350,000円																																										
37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算																																											

### 4. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)8項の改定

《現在の規約》

- 8 クレーム等の申立期限は、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合、オークション開催日から日曜日を除いた4日以内、中型以上のトラック・バスの場合は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内で、期限最終日の17時までとします。但し、申立期間最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の17時までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合は、この限りではありません。上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めます。尚、アライAAが定める遠隔地によるクレーム申立期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム申立期限内に、アライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域は、アライAA会場ごとに定めた地域とし、軽自動車・小型自動車・普通自動車、中型以上のトラック・バス共に、各クレーム申立期限からプラス2日間としたうえで、期限最終日の17時までとします。(遠隔地対応地域表 別紙あり)



《改定後の規約》

8 クレーム等の申立期限は、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合、オークション開催日から日曜日を除いた4日以内、中型以上のトラック・バスの場合、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内で、期限最終日の17時までとします。但し、申立期間最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の17時までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合は、この限りではありません。上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めます。尚、アライAAが定める遠隔地によるクレーム申立期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム申立期限内に、アライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域は、アライAA会場ごとに定めた地域とし、軽自動車・小型自動車・普通自動車、中型以上のトラック・バス共に、各クレーム申立期限からプラス2日間としたうえで、期限最終日の17時までとします。また各会場で運営するヤードについては、会場ごとに定めるものとします。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

5. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム) 規程 第7条(クレーム処理細則) 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目「外装」⑥ 備考欄の改定

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
外装	⑥標準部品の欠品、外品、改造等(バンパー等)	—	4日	—	—	4日	—	



《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
外装	⑥標準部品の欠品、外品、改造等(バンパー等)	—	4日	—	—	4日	—	目視で確認できる場合は除く。

6. 部位名称の改定

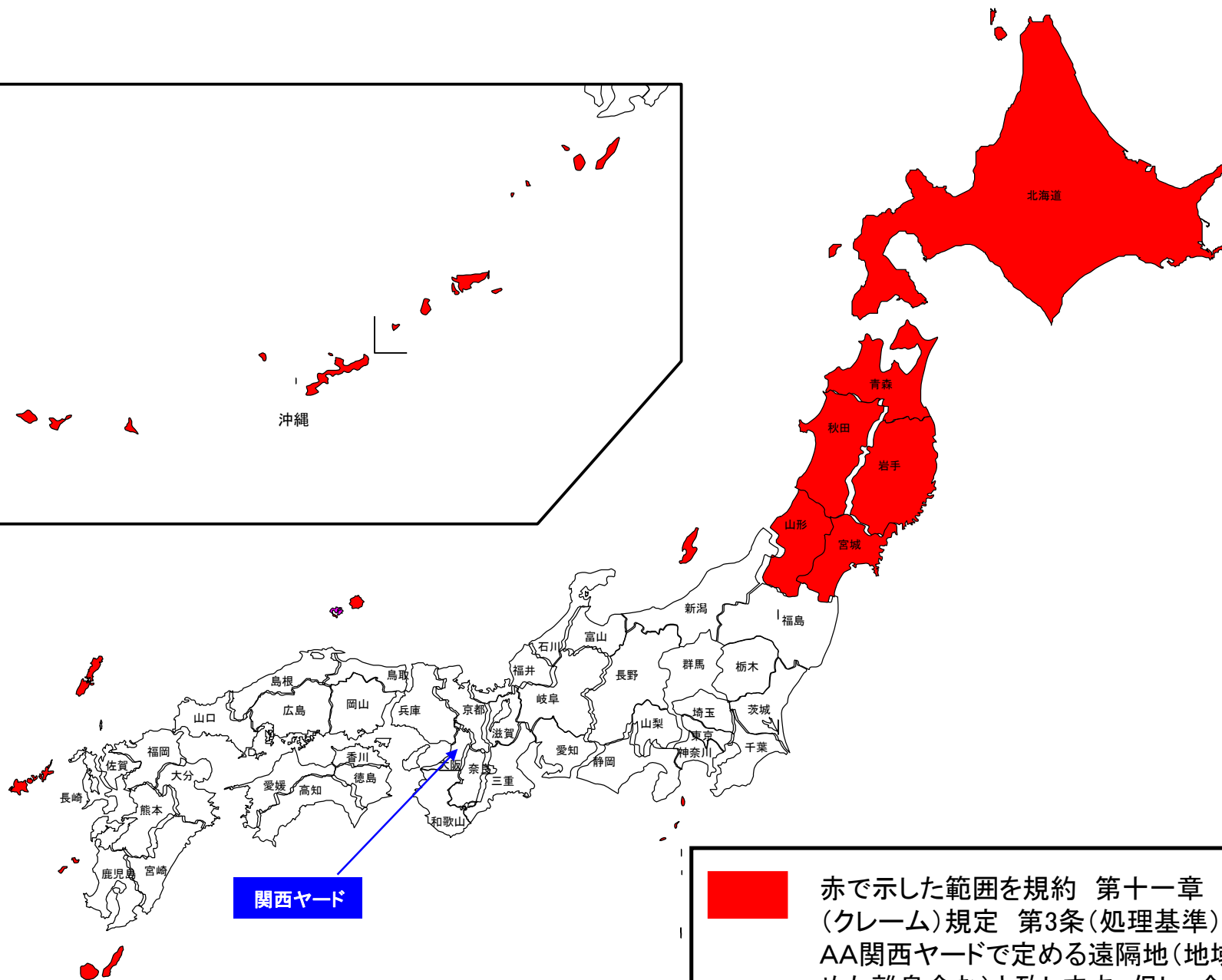
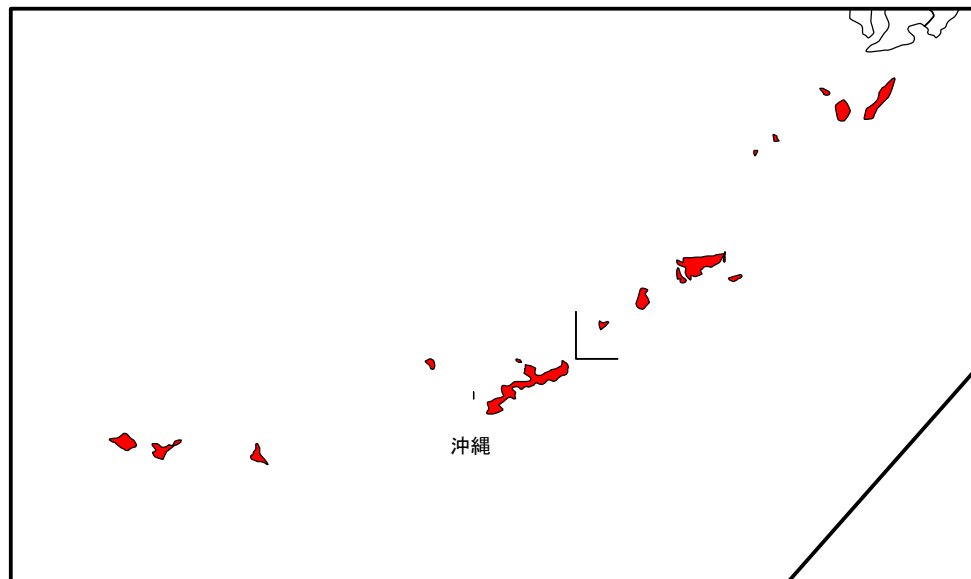
・ネジ止 第一メンバー ⇒ ・「ロア サポート」に改定

以上




# 関西ヤードクレーム延長対象地域

平成31年3月1日



関西ヤード

 赤で示した範囲を規約 第十一章 検査規定〔Ⅱ〕裁定 (クレーム) 規定 第3条(処理基準)8項に記載するアライ AA関西ヤードで定める遠隔地(地域)、(その他会場が認めた離島含む)と致します。但し、会場で運営する「ヤードコーナー」においては、別途規定とします。